

平成27年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の主な改正内容

項目	改正内容	改正理由
第2条（補助目的）	【補助目的の明記】 環境基本計画を効果的に実行するための補助金	補助目的が記載されていないため記述する。
第3条（補助対象事業）	【補助対象事業の変更】 地球温暖化防止県民会議推進事業、豊かな流域づくり活動支援事業、特に知事が必要と認める事業 ↓ 地球温暖化への対策、循環型社会への取組（3Rの推進等）、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興、環境学習の推進とネットワークづくり	対象事業を環境基本計画の計画対象と記述を統一する。
第4条（補助事業者）  【関連】 新第5条（補助対象経費及び補助率並びに補助限度額）  新第8条（事業の審査）	【主体の変更】 市町村等、NPO等 ↓ ・市町村等の廃止 ・公益法人の一本化 ・現行第5条（補助対象者及び交付先）の削除	・NPOや任意団体等に幅広く事業応募の機会を確保する。 ・補助事業者、補助対象者、交付先は同一とし、補助事業者に統一する。
新第5条（補助対象経費及び補助率並びに補助限度額）	【補助限度額の変更】 ・1団体当たりの補助金の範囲は、50万円以下とする。 ↓ ・1団体当たりの補助金の範囲は、10万円以上50万円以下とする。	事業成果を確保するため、下限を設定する。
新第8条（事業の審査）	【審査に関する情報を別表3へ移動、審査に関する情報を追加】 ・審査員の数を5名以内と明記 ・審査の成立に関する内容を明記（審査員の構成数について） ・採択基準の表現方法を変更（審査員の合計点75点以上→6割以上）	分かりやすい記述に改める。
別表第1	【経費区分の内訳を記載】	分かりやすい記述に改める。